

第3回（仮称）逗子市自治基本条例検討会 会議概要

日時：平成30年3月5日（月） 10：00～12：00

場所：市役所5階会議室

出席者：（検討会メンバー）松下メンバー（座長）、松本メンバー、福本メンバー、三ッ森メンバー、矢島メンバー、須田メンバー、青柳メンバー

（その他の出席者）平井市長

欠席者：出石メンバー、名和田メンバー、志村メンバー

事務局出席者：和田経営企画部長、仁科企画課主幹、四宮主任、橋本主事

傍聴者：2名

1、開会

（市長あいさつ）昨日、1年9か月にわたった市民ワークショップが終了し、多くの方からの様々な意見、思いをいただいた。一方、条例が完成するにはまだまだ長い道のりが必要で、今年度中に検討会で論点を改めて整理いただき、構成や今後の課題をしっかりと明らかにしたい。限られた時間ではあるが、ぜひ積極的に意見を出していただきたい。

2、（仮称）逗子市自治基本条例の検討に係るスケジュールについて【報告】

事務局から、資料9により説明。

（松下座長）市民参加等による検討案をまとめるに当たって、専門的な見地から検討することが、この検討会の目的である。その後は、逗子の未来協議会や、あるいはそれだけでは足りないので自治会・町内会などへ押しかけ、説明をしていくというプロセスの中で、さらにブラッシュアップして、パブリックコメント案をつくっていく段階となる。したがって、当初のイメージは、ある程度条文案ができていて、その中身を議論することを想定していたが、そうではなく引き続き市民参加等により検討していくためのたたき台、素材という前提で議論進めたい。また、未来協議会に私も参加したが、議論が足りないと感じるところもあるので、例えば逗子市らしさとか、そういう議論も検討会から出していきたい。このように考え、会議を進めていきたいと考えるがよろしいか。

（一同了承）

（松下座長）流山市では、押しかけフォーラムを100数回も実施した。市民が作った案をもって、市民が押しかけて説明をした。今回はどうなるかわからないが、市民だけでは不安だろうから職員も市民と一緒にいくなり、こんなこと考えたということを広めていければよいと思う。

一方、未来協議会との関わりはどうなるのか。メンバーも熱い思いを持っている方が大勢いるので、このまま終わってしまうのはもったいない。

（事務局）未来協議会の参加者には、引き続きサポーターになっていただき、関わっていただきたいと考えており、引き続き検討会の検討状況やどこの自治会に説明に行っただとか、情報も逐次流す予定である。

(青柳メンバー) 確認だが、スケジュールに記載のある、ワークショップ・検討会への報告というのは、未来協議会のことか。メンバーに集まってもらうのか。

(事務局) そのとおりである。

(松下座長) 次は市民に検討案を出すことになると思うので、それについてグループで考えてもらったりすると主体的に市民が関われると思う。具体的な仕組みはまだわからないが、そういう方向性ということである。さらに言えば条例ができた後がポイントである。条例の実効性を高めていくには、市民に関わってもらうことが大切で、その時に市民の思いが条例に入っているということは、関わる動機づけになる。自治基本条例は文化のようなものなので、浸透するまで時間がかかるものである。

(市長) 昨日、私も未来協議会に参加したが、条文案の議論が尽くされていないという不満が残って、ワークショップが終わったような印象がある。参加者の中から今後も条例案の研究・検討を続けたいという意見も出たので、意欲のある市民の意見を引き続き聞きながら、検討案をつくるプロセスも大切であると強く感じている。また、松下先生がおっしゃたように、作ったあとの関わりも意識して進めていく必要があると思う。

(松本メンバー) 鎌倉市等でまちづくり条例に関わらせていただいた経験から、条例案を誰が作るのかについてお話をすると、条文案づくりの一つ前の段階における方針、条例の魂というか内容については、当然に市民が入って魂を入れる、知恵を結集して進めるべきだと思う。しかし、条例は法形式なので、地方自治法や他の法令との関係もある中で、その方面の知識がないと条文案づくりは難しい。思いを持っている人だけでは正直上手くいかないこともある。実際に、多摩地域の市民自治の強いいくつかの自治体でまちづくり条例をつくった時に、市民が条文案づくりに参加したがったが、結局は出来上がらない、空中分解してしまった例がある。そういったことを考えると、条文案づくりそのものについては、やはり専門家が市民の魂を文章化する方が結局は良いものができる印象がある。

(松下座長) 私の経験でも、法制を担当していた元県の職員が参加していたことがあり、「及び」「並びに」ばかりの検討になってしまったことがあるが、そうではなく、市民の検討では、魂、何をやりたいのかということが大事で、それを条文化するのはプロの仕事である。もちろん、その条文案に思いが表現されているのかということはずいぶん議論してもらいたいと思う。

(福本メンバー) 条例に魂を入れるということだが、他の条例で同じ表現を市長からも言われている。市役所と市民との役割分担で、具体的にどう条例に魂を入れていくかということを考えないといけないが、ワークショップでそこまでできれば良かったができなかった。今回、まとめ素案の資料を作成し、関連情報やワークショップの意見をまとめたが、おそらく逐条解説の中で、解釈や運用について市民のリアルな意見を反映できればと考えている。資料12では、ワークショップで出された意見をそのまま記載しているが、今後は市民の思いをより取り入れて、事務局でまとめていきたいと思う。

(松下メンバー) こういったものをつくらないと、市民みんなの思いが残せない。他市の例では、「検討の足跡」という形で残すことがあった。後から入ってきたメンバーでもこういうふうに議論が変遷していったと理解できる。今後については、少なくとも市民と行政が持っている知識を寄せ集め、連携しながら進めてほしい。

3、市民参加のワークショップの実施結果について【報告】

事務局から、資料 10 により説明。

(松下座長) 平成 29 年度に入ってから、参加者数の減少傾向は収まり、安定した理由はあるのか。
(事務局) フェイスブック等いろいろな形で情報提供したこともあり、年度の終わりになっても一人二人と新しい参加者が広がった。

(松下座長) 無作為抽出の参加者は短期ではいいが、長期的には参加しなくなってしまうことが一般的に多いので、今回の数字は悪くないと思う。

(市長) 登録人数 103 人中、無作為抽出の人が 66 人なので、参加しないまでも、つながっていて情報提供ができていますので、それを維持できたことは意味があると思う。

(松下座長) 情報を知っているということも、とても良いことで大事である。

4、(仮称) 逗子市自治基本条例のワークショップ等まとめ素案について【意見交換】

事務局から、資料 11 から 16 により説明。

(市長) 今回、大枠の意見交換ということで、条例全体の構成や他の条例との関係を改めて整理していただきたい。現在の素案はシンプルに記述されていて、インデックス型の形態になっている。関連する条例を個別に並行して検討することになっているが、その構造も改めてしっかりと確認していく必要がある。

また、市民に保障されるべき権利をこの条例の中にどう盛り込むかということについて、議論を深めていく必要があると思っている。そこにつながるのが、既存の条例で既に市が独自に市民の権利を位置付けているものがあるということ。一番わかりやすいのが情報公開条例だが、他にも環境基本条例や文化振興条例にも、市民の権利が謳われている。個別条例をつくる中で、その分野に特化して、市民に保障される権利を条例上に明記して政策を展開している。したがって、自治基本条例の中にも、市民の権利についての位置づけを明確にし、将来的なことも含めて盛り込んでいくべきでないかと思う。第 1 回の検討会で性的マイノリティの権利について話をしたが、例えば障がい者の権利だとか、障がい者差別解消法があるけれど、まだまだ社会の中で十分保障されていないものがある。子どもの権利も然りで、これらをしっかりと位置付けていくことが大切である。その意味では、条例の構成において、市民の権利は「まちづくりの担い手」の章に記述されているが、総則の章の方に規定するとか、章を別立てにするとか、違う整理があってもいいと感じている。例えば、環境基本条例であれば、自治基本条例に位置付けた環境権なるものを受けて、良好な環境を享受する権利をしっかりと位置付けていくという関係性が重要だと思う。今後制定されていく可能性のある、市民に関わる政策の根幹になるような条例の基として、その方針も含めて自治基本条例の体系の中で、将来の構想も含めて位置付けていくことに意味があると思う。

それ以外に、市長、市民、事業者、議会・議員とそれぞれの責務のあり方も議論を深掘りしていいと考えている。例えば、ワークショップで出された意見の中で、政治倫理条例を特別職にも設けるべきではないかという意見もあったように記憶している。議員には議員政治倫理条例があ

るので、市長の政治倫理条例を設けるかどうか議論があってよいと思う。あるいは職員についてもだが、職員には別にこのような規定があるのか。

(三ッ森メンバー) 地方公務員法である。

(市長) そこは、条例の実効性を持たせることにつながるかもしれないが、全体の構成をうまく組み立てていく必要がある。自治基本条例だけとってみると極めてさらりとしていて、一体何が実効性の担保となるのか市民に見えづらい気がする。

また、昨年から緊急財政対策を講じなければならないような状況になっていることから、財政運営が私や職員、市民にとっても大きな課題となっている。前文にも財政問題の記述があるけれども、そういったことの扱い方も重要な視点だと思う。

最後に、資料 16 の 3 ページ第 4 条の（基本理念）に対して、川崎市の条例を参考に、盛り込むべき内容について意見があった。前文とも関係するが、まさに住民投票により町民の総意として分離独立を決定し、逗子町として独立した歴史を持つ本市だからこそ、こういう意見が基本中の基本として出てきたのだと思う。他市の条例をみると、地方自治法に規定されていることを改めて自治基本条例に載せている市もあるが、逗子市の場合はどう考えるか。その中でも、このような「逗子市という自治体を設立している」という位置づけは、逗子市には欠かせないという思いを持っている。

(松下座長) 逗子市という視点、逗子市らしさからの指摘である。市長からの問題提起も含めて、今日は大枠あるいは逗子市らしさ、そういった観点から意見交換していきたい。

(松本メンバー) 平成 30 年というこの時期に自治基本条例を制定する意義について、しっかり反映させるべきである。かつて多くの自治体で自治基本条例がつけられた頃は、比較的人口減少や行政の財政問題にそこまで切迫感がなく、最終的には行政が全てコントロールする、行政が全て引き取ることを前提に作られた時代だった。今は少子高齢化が進み、財政も厳しい状況で、自治体が置かれている環境が変わってきているので、その環境の変化をできるだけ反映させることが一つだと思う。

そうすると、参加、参画、協働とあるが、全て行政が関与するのではなく、行政が支えて市民が一定のルールの中で力を発揮できるよう保障していくことも必要になってくる。また、地方分権改革から 18 年経ち、かなり成熟してきたが、世の中まだ分権的に仕事をしている市町村が少ない気がする。分権とはどういうことなのか捉え、逗子市の特性を踏まえ具体的に書くということが、今議論するのであれば重要だと思う。資料 11 の素案には、参加と協働の概念が出されているが、今は共創という新しい概念もあって、いくつかの自治体では共創を取り入れている。全ての地域経営に対して行政が関与するけれども、その関与を薄めて市民が頑張れるようなことも自治の取り組みとしてあっていいと思う。

あるいは、分権の本質に法令の自主解釈権がある。要するに、法律はナショナルスタンダードだが、法令の解釈は建前上、国にも自治体にもある。逗子市においても、法律の目的に照らし、市の特性を加味して法令解釈するということが実際に可能であり、そうすべきだと思う。ナショナルスタンダードとしての法律の趣旨を、常に逗子市の特性を活かして解釈することを仕事の基本にしますということである。

また、素案でいうと、第 6 条（市民の権利）の第 5 号に「まちづくりに取り組む権利」とある。

例えば、愛知県東郷町のラブホテル等建築規制条例に関する訴訟では、旅館業法違反であるとか、職業選択の自由を侵すといった議論があったが、最高裁での判断は、地方自治体は縦割りの政策を地域でベストコントロールする権能があり、その権能による条例は違法ではないということである。自治体には、地域のいろいろなことを最適化する権能があるということが最高裁で確立しているので、そういったことも踏まえ、逗子市という特性を活かしてコントロールしていく、それが自治なんだということで、これまでの自治、分権の積み重ねをしっかりと書いて、これを基本に仕事をするということが言えればいいと思う。

国の法律はナショナルミニマムで、日本国民全体のスタンダードとしての公共の福祉なので他の自治体にも存在するけれども、逗子市には逗子市特有の公共の福祉がある。この時期に作るのであれば、逗子市の特性を踏まえて、逗子市固有の公共の福祉ということを自治基本条例の中で具現化していく必要があるのではないかという感覚を持った。また、地域政策の最適化ということで、縦割りのものを横につないでベストミックスする、法令の自主解釈権という視点もやはり必要だと思う。

(福本メンバー) 資料 14 の 5 ページにもあるように、市長との打ち合わせでもナショナルミニマムについては論点として出てきた。ナショナルミニマムに対してローカルオプティマムという考えがあるが、ローカルオプティマムにとどまらない要素があるように感じている。ナショナルミニマムをベースに地域最適化を図るローカルオプティマムに対して、財政事情を前提に行政サービスのあり様を判断せざるを得ないという時に逗子市民が共有できる価値観、そういう意味では本市にとってのナショナルミニマム的なものといった二つの要素があるのかもしれないと思う。市民の権利についても突き詰めていくとローカルオプティマムに行きつくと思うので、重要な指摘だと思う。

(松本メンバー) 地方自治法の第 14 条に条例制定権がある。国が法律の中で制定するのではなく、自治体レベルで公共の福祉として必要なものについては、議決を経て条例として制定する。こういったことも自治基本条例の中で明記することが重要だと思う。

(福本メンバー) 素案第 1 条の「こういうふうに暮らしたい」という表現に、そうしたことにつながる思いを込めている。行政が勝手に作った計画でまちづくりを進めるとか、ナショナルスタンダードで進めるのではなく、ここに暮らす市民がこういうふうに暮らしたいということを形にする条例にしたいという趣旨である。

(松本メンバー) 国民的利益がないと法律は作られないし、個別のローカルなことまでは面倒見てくれないが、逗子市固有の公共性や逗子市だったら絶対に守るべきものというものは条例にしていなので、そういうことを表現できればいいと思う。

(市長) 財政が厳しくなるとまさにそこに直面する。具体的には、平成 30 年度も財政対策を引き続き検討する中で、ひとり親家庭の手当てを減らす、障がい者の手当てを減らすといった議論に直面している。単発的には縦割りで法律の裏付けをもって政策が成り立っていて、ナショナルミニマムに上乘せして逗子市は手厚く財政措置をしてきたわけだが、それができなくなったときに、何を最も共通の公共の福祉として優先し、政策と財源を配分するのかという総合調整が非常に難しい。守られるべき市民の権利、逗子市として保障すべき公共の福祉に、自治基本条例の理念や考え方をどう位置付け、だからこうなんだと政策の因果関係を構築できると素晴らしいと思うが、

なかなか明確な答えが出ない。

(松本メンバー) 条例をつくる過程には、ワークショップで意見、素材を出す段階と方針をつくる段階があって最後に条文になるが、条文の段階で今の議論が始まると、てにをはの話になってしまうので、方針作成段階でこういう理念を入れようとか検討して、その後どう書いていくかはプロにたたき台を作ってもらえばいいのだと思う。

(松下座長) そこで、逗子市らしい公共性、逗子市らしさということをうまく表現できるとよい。

(松本メンバー) 例えば国分寺市には多摩川の河岸段丘があって、斜面緑地を大事にしている。国から見ればどうでもいいことかもしれないが、市民にとってはとても重要なことで、湧水や自然などを活かした行政を進めている。そして、それに伴って建築をコントロールするといったような概念があるからこそ、法律に上乘せした厳しい規制があっても許容されている。海、山、コンパクトシティというような逗子市固有の価値というものをしっかりとベースにして市政運営していくということだと思う。

(松下座長) もう一つ指摘があった民と民の力についてだが、行政が全部やるという時代は終わりなので、市民が力を出せる仕組み、そのための条例ということを目的規定のところ前面に出すとよい。それによって、市民の役割、民の力を引き出すための行政の役割も決まってくる。今後は、民の力を引き出すということを大きな柱に入れていいと思う。逗子市はサラリーマンが多く、税収をみても市民税が大きなウエイトを占めているが、人口が減少していく中で、土地も少なく展望は厳しい。となれば、資源としての人をもっと前面に出すしかない。逗子市は独立の気概があり、何より逗子市が好きという人がとても多い。あるいは、いろいろな人がいて多様性があって、その資源がまさに民の活動を支えたり、逗子市の公共的な活動を支えたりする。逗子のまちの構造から、極端に言えばそれしか生きる道がないのではないかと思う。そういう人たちが信頼、協力、責任、多様性というキーワードで社会をつくり、それぞれが力を出していくための条例が自治基本条例だと思う。

(市長) 規模は小さいが、もう一つ事業者という視点がある。今回の財政対策を進める中で、事業者が自分たちで何が地域に貢献できるかという視点で、特にイベントなどで自立して、地域の役割としての責任を果たすという意識が高まってきている。法人ではあるけれども、市民という位置づけの中での事業者の役割というか、市民と事業者の協力関係により地域を発展させていくという視点は非常に重要だと思うし、今そういう意識が高まってきている。

(松下座長) キーワードは活躍である。これまで事業者は使うとか利用するという発想だったが、これからは活躍してもらおうということが大事である。

(福本メンバー) ワークショップで市民の中に、素案の中の「責務」という言葉に違和感を持っている方がいた。「市民の責務」と言われてしまうと、どうしても市民自身が息苦しくなってしまうとのことだった。他の言葉がいいという話の中で、市民参加条例の中で「役割」という言葉を使っているので、こういう言葉もあると話しをして、どちらかといえば「役割」かなといった意見交換をした。このことで思ったのだが、「責務」というよりは、まちに暮らすことの根本的なスタンスみたいなもの、当然の何かがあるのだと思う。それをうまく表現できれば市民にもわかりやすいと思うが、「役割」という言葉では何となく舌足らずになってしまう。例えば、子育ては親の責務だと捉えることはできるが、実際には責務だと意識して子育てしていないと思う。そうい

う姿勢、ベーシックな概念を価値として表現できたらいいと思う。

(松下座長) これは必ず出てくる議論だが、どう表現するか非常に難しい。

(松本メンバー) 自治のベースは「統治」だったが、分権が進み今は「共治」となった。それでもまだということで、今は共治の次の概念として「共同経営」といった発想になってきている。それをどのように上手く書き込むか、まさにみんなが活躍できる、逗子市総活躍社会ではないけれど、それぞれが多様性を尊重し合いながら自分の能力を存分に発揮することのできるまちが自治の姿だと思う。

(矢島メンバー) 資料 15 の出石先生からのご指摘で、事業者の定義が必要ではないかというご意見があるが、市民の定義の中に事業者が出てきている。事業者は市外からきている場合もあると思うが、どういった位置付けと考えるのか。

(松下座長) 事業者もまちの仲間だから頑張る、知恵を出すということを位置付けることが必要である。逗子市は2万人が昼間に流出して、流入は8千人くらい。8千人でも人数としては大きいから、彼らの出番も含めて、そこもしっかりと認識して考えないといけない。こうした考えが、例えばふるさと納税制度によるまちの活性化につながったりする。

(市長) 最近、ふるさと納税や複数の居住を推奨する、逗子ファンを増やすという議論もある。そうすると地域、自治に関わる対象範囲をどう考えるか。逗子市民でないけど、逗子市の応援をしてくれる寄付者等をどう扱うのかという視点も大事である。

(松下座長) 今後、定住人口の増加はあまり期待できないので、交流人口やファンを増やそうという考えが必要になってくる。焼津市ではファンと言っていて、ふるさと納税につながっている。ふるさと納税の寄付者は、お金もあるし知恵もある、さらに広報もしてもらえる。そういう人をターゲットに入れていく必要もある。

(市長) 特に逗子市には別荘の物件が何千件もあり、市民ではないが固定資産税を払っている人がいる。納税者ではあるが、市にコミットしているかという意見を聞くことはないが、滞在中にイベントに参加することもあるだろうし、市民活動をしていることもあると思う。

(松下座長) そのような事情があれば、余計に住民でない人についても考える必要がある。

(福本メンバー) 定住人口、交流人口、そして関係人口という議論もあるが、市民と考えたときには広げて捉えた方がよいということだと思うが、そういった人をすべて一緒くたにして良いのかという心配もあり、条例の中で少し位置付けの工夫が必要だと思う。

(松下座長) 焼津市では市民を定義して、後ろの条文で別に焼津市ファンを定義しているので、市民ではないけど、そういう人もいるということを書いていけばよい。

(松本メンバー) ファンの人にも責務を課すのは厳しい。以前の例だと、市民等という形にして、市民は住んでいる人と税金を払っている人で、遊びに来る人などは「等」として整理し、関わってもらえるのはいいが、義務なり権利を課すのはやはり税金を払っている人。そこは、税金を払っている人からすれば、ファンと同じ立場にするなど叱られてしまったこともある。書き方の整理が必要で、使い分けだと思う。

(松下座長) ファンもまちづくりに取り込むという視点が大切だと思う。

(須田メンバー) 市民参加条例では市民を定義しきれないので、定義していない。案件によって、住所のある人、在勤、在学の人だけでないことがある。海水浴場の規制条例をつくる時は、海

水浴客や近隣も含めてなかなか市民を規定できなかった。今回、自治基本条例でいよいよ市民が規定されるということで、市民を対象とした権利、義務または著しい影響のある条例、規則に多少なり市民の定義が影響してくる。そうすると、市民の定義にはファンだけでなく、利害関係者や市外の人もあるわけで、そういう人を他の条例、規則で扱っていくときに、自治基本条例がその大元になるので、そこも意識していく必要があると思う。

また、市民協働については、以前に比べ行政と市民団体が一緒にやることというイメージがだいぶ薄くなってきたが、まだ根強い。現在、(仮称)市民協働推進条例の検討をしているが、ここでは「協働」という言葉を除いてしまおうという意見も出ている。協働も市民活動の推進という意味では、手法は違うが目指すところは同じで、一緒にやらない協働もあるといった議論がされてきているので、上手くマッチングできればいいと思う。

(松下座長) 協働とはパートナーシップのことで、一番大事なのは励ましや温かい目線だと思う。市民団体に対する委託や補助といった金銭的なことだけでなく、温かい眼差しがあると、市民団体のやる気につながり協働が広がっていく。

(市長) イベント関係の補助金を今回軒並み来年度予算に盛り込めなかった中で、行政にはもう頼れないので、お金を介在した協働関係ではなく、自分たち自体がこの地域にどう関われるのか、貢献するのかということを考えるようになってきている。施設や人的なところ、情報などについては行政の方がたくさん持っているのも、もちろんそこはお互いに協力し合うけど、他からお金を工面してでも地域を発展させるという視点にシフトしてきている。

(松下座長) 協働の概念にさかのぼると、自分たちの活動を後押ししてくれるということであれば、お金だけの問題ではなくて、それが協働だと考えていけばよい。

(青柳メンバー) 定義の話でいうと、まちづくり条例では市民を明確に定義している。土地利用に関する事なので、明確に定義したほうがいいだろうということで定義したが、逆に「まちづくり」については定義をしていない。今回、自治基本条例の中で「まちづくり」が定義され、一方でまちづくり条例では土地利用の話をしているというのは、非常にわかりにくい構造なので、これは何らかの形でうまく整理していかないといけないと思う。もともと、まちづくり条例の改正も自治基本条例と一緒に進めていく予定だったが諸般の事情でなかなか進まない中、今回自治基本条例が年度末に一気に進んでしまったため、まちづくり条例の整理が間に合わなかった。自治基本条例の制定の動きをみながら進めていくが、今日の議論を聞いて、市民にもわかりにくいので、やはりうまく整理しないといけないと感じた。

(松本メンバー) いわゆるまちづくり条例と言われるものはたくさんあるが、土地利用型のまちづくり条例でまちづくりを定義している条例はない。なぜかと言うと、正直言って定義できないほど難しい。定義することにより概念が固定化されてしまい、ハードやソフトと組み合わせも幅広いなかで、枠にはめることにより自分たちの施策の発展性に自分たちで枠をはめてしまうというマイナスがあるため、どこも定義をしていないので、感覚的には自治基本条例には入れる必要はないと思う。

(松下座長) 表現はわからないが、抽象的なイメージを共有するのであれば、自治基本条例には入れてもいいと思う。

(松本メンバー) 今は、「まちづくり」でなく「まち育て」の時代である。ハードだけでなくソフ

トもあるので、「地域づくり」といった言葉も一つあるかもしれない。

(松下座長) 定義を置いても意味がなければ仕方ないので、その辺りは全体の整合性と併せて考える。

それと、信託論とも絡むが、条例には信託論の流れと、もう一つは民民の力、新しい公共の両輪がある。ニセコ町は信託論のタイプで、小田原市は両方のセットタイプだが、セットタイプの枠で考えたときに、信託論の部分で足りないところもあるのではないかという議論がある。主権者として自分たちが代表者を選ぶときに判断できる権利、判断するための仕組みが必要ということだが、具体的には、愛知県新城市では市長選挙の前に公開政策討論会を開催している。候補者が並び、それぞれの公約に対して質問し、それを聞いて市民が判断する。候補者の人柄がよくわかる。主権者が代表者を選ぶ、信託するに当たって、きちんと信託できるような制度や仕組みにつながるかどうかという視点も大事だと思う。

(市長) 選挙で選ばれる立場からすると、投票率が非常に下がっているという危機意識がある。市議会議員選挙で何とか50%、市長選挙では前は無投票だったが、その前は43%だった。まさに主権者としての根本的な問題を、自治基本条例ができることにより意識を高め、選挙権の行使につながるとうい。

(松下座長) 強制はできないが、それを判断できる仕組みや機会をつくり、条例でプッシュしていくのだと思う。それがないと、信託論は良いが、何もやっていないのと同じになってしまう。代表を選ぶ仕組みは良い仕組みなので、活かしていくためにも、そういう考え方が自治基本条例にあっているのではないか。

(福本メンバー) 市長の最初の方の発言で、条例の構造という着眼点があったが、現在インデックス型を想定して進めているわけで、逆に言えば逗子市らしい自治基本条例と考えたときに、憲法や自治法に書かれていることを逗子市の憲法ということに捉われてあえて規定する必要はないということと、今の信託という言葉も一歩進めて書くべきと理解した。

(市長) その他に現在の素案に抜けている視点としては、広域での自治体間の連携はあるものの、逗子市が世界とどうかかわるかということが抜けている。1年半前に逗子市はフェアトレードタウンの認定を受けて、市民としても国際交流とか世界の中でどう貢献していくかという意識が芽生えてきている。都市憲章でも地球市民という議論がされてきたが、今回特に若い世代もかなり関わってきているので、今それがようやく具体的な活動となってオーソライズされ発展してきていると思う。

最後に、市民の「責務」ということで、今私が感じているのは、「役割」というのは何となく与えられたものだと思うので、例えば市民の「自覚」とか、そのような表現でしっくりするものがあれば、押し付けられた感じがしないのではないかと思う。エッセンスをうまく表現していきたい。

(松下座長) 今回はだいぶ大枠について意見交換することができたと思う。次回以降、他のメンバーに確認して、さらに素案や論点について意見交換していきたい。

5、閉会